

静岡県地域福祉支援計画の中間見直しの方向性

- ◎ 第4期静岡県地域福祉支援計画（令和3年度～8年度）では、「一人ひとりが主体的に地域づくりに参画し、人と人、人と社会がつながる孤立しない地域共生社会」を目指し、保健・医療、交通、教育、商工等の関連計画・施策との連携を確保するとともに、高齢者、障害のある人、子どもなどの福祉に関し、地域福祉の視点から分野横断的に策定した。
- ◎ 目指す姿を実現するためには、計画に掲げる施策を着実に推進するとともに、**計画策定以降の社会経済情勢の変化に的確に対応**することが必要である。
新型コロナウイルス感染症の感染拡大や、それに伴う様々な地域福祉課題が顕在化していること等を踏まえ、計画期間の**中間年である令和5年度**において、計画の中間見直しを行う。

※ 社会福祉法第108条第3項

都道府県は、定期的に、その策定した都道府県地域福祉支援計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該都道府県地域福祉支援計画を変更するものとする。

◎ 計画の進捗評価を踏まえた改善

- ・ 計画に掲げる取組の進捗評価に基づく施策の見直しや重点化

◎ 計画策定後の地域福祉を取り巻く状況と課題への対応

- ・ コロナ禍における生活困窮者の増加
- ・ ヤングケアラーの社会問題化
- ・ 孤独・孤立の問題の深刻化
- ・ 激甚化、頻発化する自然災害への対応 等

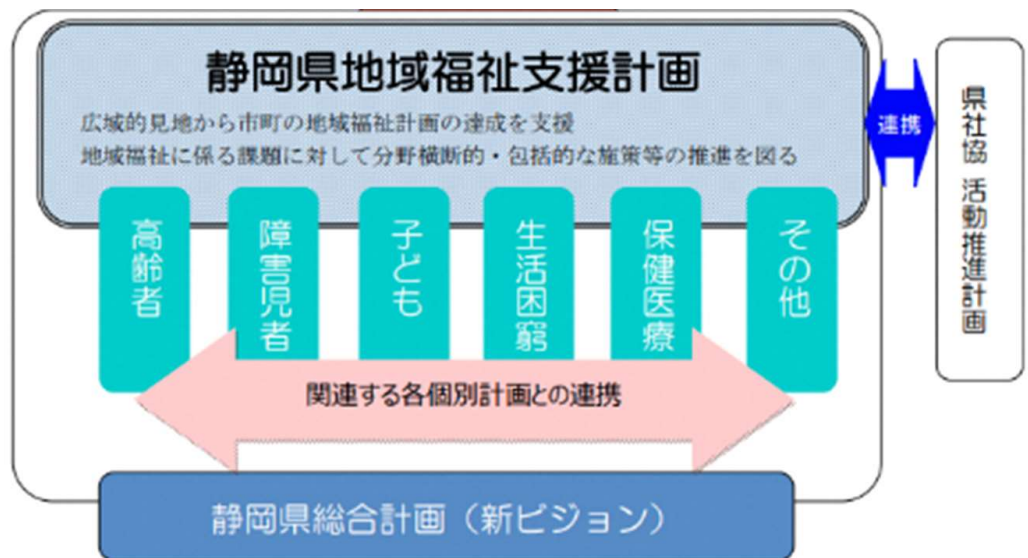
◎ 他計画との整合性の確保

- ・ 静岡県総合計画
- ・ ふじのくに障害者しあわせプラン
- ・ 高齢者保健福祉計画
- ・ ふじさんっこ応援プラン 等



- ・ 今後の施策展開の明確化
- ・ 主な取組、数値目標の追加・修正

○ 計画の概念図



○ 他計画との整合

計画名	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
地域福祉支援計画	第三期			第四期					
	3年間			6年間（R 5 に中間見直し）					
参考	高齢者保健福祉計画	3年間		3年間			3年間		
	総合計画	4年間			4年間				
	ふじのくに障害者しあわせプラン	4年間			4年間				
	D V 防止基本計画	4年間			4年間				
	ふじさんっこ応援プラン	5年間		5年間					
	ひとり親家庭自立促進計画	5年間		5年間					

○ 想定スケジュール

(令和4年度)

2月 第1回評価委員会 : 進捗評価、中間見直しの方向性

(令和5年度)

6月 第1回社会福祉審議会 : 中間見直しの方向性を提示

8月 第1回評価委員会 : 進捗評価、中間見直し骨子案

11月 第2回評価委員会 : 中間見直し素案

12月 パブリックコメント

2月 第3回評価委員会 : 中間見直し最終案

3月 第2回社会福祉審議会 : //

成案